

議 長 日程第8「認定第8号令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

それでは、380ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明をさせていただきます。まず初め、1の歳入総額は1,536万34円でございます。2の歳出総額は1,529万1,937円ですので、よって3の歳入歳出差引額が6万8,097円になります。5の実質収支額も同額の6万8,097円になります。

それでは、細部説明をさせていただきますので、382ページ、383ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書により御説明をさせていただきます。まず歳入でございます。款1、繰入金、項1、目1、節1とも一般会計繰入金でございます。こちらは町屋地区用地先行取得事業に伴う一般会計からの繰入金です。

款2、項1、目1とも繰越金、節1、前年度繰越金は、前年度の繰越金にございます。

最下段の歳入合計を御覧ください。収入済額です。1,536万34円です。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、公債費、目1、元金、節22、償還金利子及び割引料でございます。こちらは町屋地区用地先行取得事業の購入した際の起債、1億2,200万円の元金償還金でございます。

次に、目2、利子、節22、償還金利子及び割引料は、町屋地区用地の起債の利子分になります。

続きまして款2、項1、目1の予備費については、支出はありませんでした。

最下段の歳出合計、支出済額が1,529万1,937円でございます。

説明は以上となります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切って、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第8号令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。